

デジタル教材使用規約

第1条（規約の適用）

「デジタル教材使用規約」（以下「本規約」という）は、次条に定める利用団体が株式会社日本標準（以下「提供企業」という）から提供されるデジタル教材を利用するにあたり適用されるものとします。

第2条（定義）

1. 本規約において、利用団体とは、教育委員会、学校（学校教育法に定める「学校」及びそれに準じる機関（学童・フリースクールなど）をいい、本規約に基づき成立するデジタル教材の利用契約（以下「利用契約」とい）の契約当事者となる団体をいいます。
2. 利用者とは、利用団体の管理下において、デジタル教材を利用する児童生徒および利用団体の教職員をいいます。
3. 本規約において、デジタル教材とは、提供企業が提供する、学習支援サービスにおいて利用可能な利用団体向けのオンライン学習用補助教材をいいます。
4. 本規約において、学習支援サービスとは、富士通 J a p a n 株式会社（以下「F J J」という）が提供する、デジタル教材をオンライン環境で利用可能とする学習支援サービスをいいます。

第3条（デジタル教材の申し込み）

利用団体は、提供企業に対して、提供企業所定の教材申込書にて、デジタル教材の申し込みを行うものとし、当該申し込みを提供企業が承諾した時点でデジタル教材の提供に係る契約（以下「教材契約」という）は成立するものとします。なお、利用団体は、当該申し込みに際して提供企業に対して提供した利用団体の情報を提供企業がF J Jに提供することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第4条（使用許諾）

提供企業は、利用団体に対して、デジタル教材につき、以下の使用権を許諾するものとします。

- (1) デジタル教材を、学習支援サービス上で、学習支援サービスの機能の範囲で使用すること
- (2) 利用者に対して、前号の使用を許諾すること

第5条（禁止事項）

1. 利用団体は、提供企業から事前の書面による許諾を得ることなく、デジタルコンテンツを不特定多数に視聴・閲覧せしめるなどの学習支援サービスの機能の範囲を超えた

利用をし、または、利用者その他の第三者に利用させることはできません。

2. 利用団体は、デジタル教材を譲渡、複製、貸与、公衆送信その他の方法により、本規約において許諾される範囲を超えて第三者に使用させることはできません。

第6条 (免責事項)

1. 提供企業は、デジタル教材について、その完全性、正確性、確実性、有用性、価値、特定の目的への適合性、公平性、第三者の権利を侵害しないこと等についてなんらの保証もするものではなく、一切の責任を負わないものとします。
2. 提携企業は、デジタル教材の使用または使用不能により発生した利用団体の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、または第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとし損害賠償義務を一切負わないものとします。
3. 利用団体は、デジタル教材の使用により提供企業または第三者に損害を与えた場合、または第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、提供企業には一切の損害を与えないものとします。

第7条 (損害賠償)

利用団体は、デジタル教材の使用に関連して、提供企業に損害を与えた場合（利用団体または利用者が、本規約に違反したことにより、提供企業が損害を被った場合を含むがこれに限られない）、自己の費用と責任において、提供企業に対し、損害を賠償（訴訟費用および弁護士費用を含む）するものとします。

第8条 (知的財産権)

1. デジタル教材（これに含まれるテキスト、グラフィック、画像、映像、音楽、サウンド、ロゴ、ボタンアイコン、アイテム、リソース、ソフトウェア、マニュアルなど一切の著作物を含む）に関する著作権その他の知的財産権は、提供企業または当該著作物の著作者等に帰属するものです。利用団体は、本規約で認められる範囲ならびに著作権法における私的利用等法令で認められた範囲を超えて利用することはできません。
2. デジタル教材に関連する一切の商標、サービスマーク、ロゴ、またはサービス機能の名称等は、提供企業または第三者の商標または登録商標です。利用団体は、これらが無断で使用することはできません。

以上

制定 令和4年3月14日